

告示

埼玉県告示第八百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和六年七月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
たにあい内科医院	富士見市上南畑二四〇―一	令和六年三月三十一日
木ノ内在宅クリニック	桶川市下日出谷西三―一四―一三	令和六年五月三十一日
世沢整形外科	北足立郡伊奈町小室二二一六―一	令和六年六月一日
あおぞらクリニック	幸手市緑台一―三―一四増田第七ビル二〇三	令和六年五月三十一日
みさか内科クリニック	久喜市久喜中央四―九―一イトーヨーカドー久喜店五F	令和六年五月三十一日
医療法人 尚寿会 あさひ病院	狭山市大字水野五九二	令和六年五月三十一日
医療法人社団 新仁 会 川島デンタル クリニック	比企郡川島町大字伊草九六―一	平成二十九年二月二十八日

北本歯科医院	和光市新倉一―二―六七和光駅前ビル 四F	令和六年三月三十 一日
宝歯科前谷診療所	三郷市戸ヶ崎三―五一五	令和五年十二月三 十一日
おりい歯科医院	和光市白子一―一―七	令和六年五月三十 一日
おひさま薬局	志木市本町五―二―二九志木家具セ ンター一階	令和六年五月三十 一日
北本薬局	北本市北本一―一〇二―B	令和六年五月三十 一日
さくら薬局 行田店	行田市北河原五二―二	令和六年六月十日

二 指定施術機関

氏名	松下 宗馬	
住所		
施 術 所	名 称	はっとりはりきゅ う接骨院（指扇 院）
	所 在 地	さいたま市西区指扇領 別所三二七―一
廃止年月日	令和六年四月三〇 日	